

議案第 1 1 1 号

湯梨浜町特別会計条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町特別会計条例の一部を改正する条例

湯梨浜町特別会計条例（平成16年湯梨浜町条例第47号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																																	
(歳入及び歳出) 第2条 前条の規定により設置した特別会計においては、次表左欄に掲げる事業会計ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。 <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="4">介護保険事業会計</td><td>介護保険料、国県</td><td>介護保険事業費、</td></tr><tr><td>支出金、<u>DX審査支</u></td><td>借入金の償還金</td></tr><tr><td><u>払機構交付金、繰</u></td><td>及び利子その他</td></tr><tr><td>入金その他諸収</td><td>諸支出金</td></tr><tr><td></td><td>入金</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			介護保険事業会計	介護保険料、国県	介護保険事業費、	支出金、 <u>DX審査支</u>	借入金の償還金	<u>払機構交付金、繰</u>	及び利子その他	入金その他諸収	諸支出金		入金		略			(歳入及び歳出) 第2条 前条の規定により設置した特別会計においては、次表左欄に掲げる事業会計ごとに、中欄に掲げる収入をもって歳入とし、右欄に掲げる支出をもって歳出とする。 <table><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="4">介護保険事業会計</td><td>介護保険料、国県</td><td>介護保険事業費、</td></tr><tr><td>支出金、<u>支払基金</u></td><td>借入金の償還金</td></tr><tr><td><u>交付金、繰入金そ</u></td><td>及び利子その他</td></tr><tr><td>の他諸収入金</td><td>諸支出金</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			介護保険事業会計	介護保険料、国県	介護保険事業費、	支出金、 <u>支払基金</u>	借入金の償還金	<u>交付金、繰入金そ</u>	及び利子その他	の他諸収入金	諸支出金	略		
略																																		
介護保険事業会計	介護保険料、国県	介護保険事業費、																																
	支出金、 <u>DX審査支</u>	借入金の償還金																																
	<u>払機構交付金、繰</u>	及び利子その他																																
	入金その他諸収	諸支出金																																
	入金																																	
略																																		
略																																		
介護保険事業会計	介護保険料、国県	介護保険事業費、																																
	支出金、 <u>支払基金</u>	借入金の償還金																																
	<u>交付金、繰入金そ</u>	及び利子その他																																
	の他諸収入金	諸支出金																																
略																																		

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。